

平成 30 年度（平成 29 年度の事務対象）

教育に関する事務の点検及び評価報告書

平成 30 年 8 月 27 日

三条市教育委員会

目 次

I 教育に関する事務の点検及び評価について 1

II 主要な施策に対する評価等について

項 目	担 当	評価			ページ
		H27	H28	H29	
1 未来を拓き、力強く生きるための学校教育の充実					
(1) 学校運営改善システムの構築	小中一貫 教育推進課	B	B	C	3
(2) 開かれた学校づくり		A	A	A	4
(3) 教職員の資質や指導力の向上		B	A	A	5
(4) 確かな学力の育成		B	B	B	6
(5) 豊かな心を育む心の教育と体験活動の充実		C	C	C	7
(6) 健やかな体を育む健康教育、体力向上の取組の推進		B	A	C	8
2 社会の進展に対応した教育の推進					
(1) ICT、グローバル化に対応した教育の推進	小中一貫 教育推進課	B	B	B	10
(2) 市民性を高める教育の推進		B	C	C	11
(3) 社会で自立するための特別支援教育の充実		B	B	B	12
(4) 学校外における学びの機会の充実		B	B	B	13
3 学び続ける生涯学習環境づくり					
(1) 生涯にわたる学習機会の充実	生涯学習課	B	B	B	14
(2) 魅力ある多様な学習活動の充実		A	A	A	15
(3) 生涯学習支援体制の整備		A	A	B	17
4 生きる力の基礎を育てる幼児教育の充実					
(1) 幼児教育内容の充実	子育て支援課	B	B	B	18
(2) 幼保小連携の推進		B	B	B	19
(3) 家庭への支援の充実		B	B	B	21
5 教育の充実を図る環境の整備					
(1) 豊かな教育活動を支える環境の整備	教育総務課	B	B	B	23
6 文化遺産の保存と活用					
(1) 文化遺産の詳細調査・文化財指定	生涯学習課	B	B	B	24
(2) 埋蔵文化財の調査・保護		B	B	B	25
(3) 文化遺産の公開・活用		B	B	B	26

評価A：目標を上回る成果に達したもの

評価B：ほぼ目標どおり

評価C：目標の成果に達しなかったもの

III 教育委員会の会議及び教育委員の主な活動状況について 28

I 教育に関する事務の点検及び評価について

1 実施方針

(1) 趣旨

ア 三条市教育委員会は、毎年、主要な施策や事務事業の取組状況について点検及び評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図ります。

イ 点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することにより、市民への説明責任を果たし、市民に信頼される教育行政を推進します。

【参考】地方教育行政の組織及び運営に関する法律（関連条文抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。（一部略）

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

(2) 点検及び評価の方法

ア 点検及び評価の対象

三条市教育基本方針に掲げる 5 つの基本方針を推進する上で設定した指標及び文化遺産の保存と活用に関する事務事業とし、平成 29 年度の取組状況について点検及び評価を行います。

なお、教育委員会の権限に属する事務を対象とすることから、特例条例により市長が管理及び執行する文化及びスポーツに関する事務並びに市長の事務とした青少年健全育成に関する事務は対象となりません。

イ 点検及び評価の方法

三条市が行う行政評価システムを参考に点検及び評価を行い、今後の方針、改善点等も示すものとします。

ウ 教育に関し学識経験を有する者の知見の活用

三条市教育事務点検評価委員会（定数 3 人 任期 2 年）を設置し、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ります。

エ 報告書の構成

(ア) 教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価について

(イ) 教育委員会の会議及び教育委員の主な活動状況について

オ 議会への報告及び公表

点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を作成し、三条市議会に提出するとともに、公表します。

2 三条市教育事務点検評価委員会委員

氏 名	所 属 等
雲 尾 周 (委員長)	新潟大学大学院教育学研究科准教授
岡 田 京 子 (委員長職務代理者)	元燕市立燕南小学校教頭
五十嵐 大 輔	三条市P T A連合会理事

Ⅱ 主要な施策に対する評価等について

1 未来を拓き、力強く生きるための学校教育の充実

1-1(1) 学校運営改善システムの構築

(小中一貫教育推進課)

【施策の基本方針】

三条市教育基本方針や学校教育プランが示す「主体的に考え判断する力」「自己肯定感を基礎としたしなやかでたくましい心」「規範意識と他者への思いやりに根ざした豊かな人間関係を築く力」といった実社会を力強く生き抜く力を着実に育むため、小中一貫教育を軸とした教育システムを更に改善する。

また、校務支援システム(※1)を、燕市、弥彦村と共同で導入し、市内全学校で運用することにより、教職員の多忙化解消と事務の効率化を進め、教員が児童生徒と向き合う時間の確保と生徒指導上の諸問題減少、学力の向上、教育情報管理の徹底を図る。

※1 校務支援システムとは、学籍、成績等、児童生徒に関する様々な情報をデジタル化し、教職員間で共有するシステム

【主な事務事業】

① 小中一貫教育推進事業(制度移行推進事業)

各学園における小中一貫教育の取組を着実に推進するとともに、これまでの実践や研究の成果を取りまとめ、全国に発信する。また、学校教育法に「義務教育学校(※2)」が法制度化されたことを踏まえ、制度移行に伴う課題の検討等を行い、取組を進めていく。

※2 義務教育学校とは、義務教育9年間(前期課程6年、後期課程3年)の教育を一貫して行う学校

② 校務支援システム整備推進事業

市内全学校で運用を始めた校務支援システムのスムーズな運用と定着を図る。システムの積極的利用により、市内学校の教職員の多忙化解消と事務の効率化を進め、教員が児童生徒と向き合う時間の確保と生徒指導上の諸問題減少、学力の向上、教育情報管理の徹底を図る。

【平成29年度における評価】C

教育センター主催研修講座、指導主事による学校訪問等の取組により、小中一貫教育を軸とした教育システムが教職員に浸透している。

また、校務支援システムについては、本格運用から2年目となり、学校現

場からの要望を基に改善を行ってきた。しかし、事務処理業務の作業時間が「かなり減った」「まあまあ減った」という肯定的評価を示す教職員の割合が25.6%と平成28年度より12.5ポイント減少し、「少し増えた」「かなり増えた」という否定的評価を示す教職員の割合が9.6ポイント増え36.4%となった。その要因として、平成29年度からシステムをLGWAN環境に移したことにより、学期末・年度末の利用集中期を中心に動作速度が著しく遅くなったことが考えられる。

【今後の方針】

小中一貫教育関連事業については、研修会や学校訪問が有効に働いていると考えられる。特に平成28年度から重点を置いているオーダーメイド訪問(学校のニーズに柔軟に、幅広く対応できる学校訪問)は、平成29年度に各学校・学園からの要請が倍増し、教職員の授業力等の向上に活かされている。今後も改善を加えながら取組を継続していく。

校務支援システムについては、情報管理課及び運営会社とともに動作速度の改善対策を進めていく。また、使用方法についての研修を今後も実施し、事務処理業務の効率化による多忙化の解消を図り、教員が児童生徒と向き合う時間の確保により、生徒指導上の諸問題の減少や学力の向上を進めるとともに、教育情報管理の徹底を図る。

1-(2) 開かれた学校づくり

(小中一貫教育推進課)

【施策の基本方針】

小中一貫教育の推進に伴い、学園ごとの小中一貫教育推進協議会等を確実に運営していくとともに、学校評議員会等の活性化を図り、教育目標や計画、教育活動、学校と地域の連携など学校運営に関して意見を求め、地域に開かれた特色ある学校づくりを推進する。

【主な事務事業】

① 小中一貫教育推進事業(各学園推進事業)

各学園における小中一貫教育の取組を着実に推進するとともに、小中一貫教育推進協議会を開き点検・評価を行い、小中一貫教育を軸とした教育システムの改善を図る。

② 学校評議員会

学校・家庭・地域が一体となって子どもの健やかな成長を担っていくため、地域に開かれた学校づくりをより一層推進する観点から、校長は学校評議員会を開き、学校評議員から、学校の教育目標、教育活動、学校と家庭・

地域との連携等、学校運営について意見を求め、学校運営の改善を図る。平成 29 年度から学校運営協議会への移行が始まった。

【平成 29 年度における評価】 A

小中一貫教育制度移行（学園体制の開始）、モデル校でのコミュニティ・スクール（※3）の導入により、地域に開かれた学校づくりがより一層推進された。学校、保護者、地域の方々の熟議と協働により、新たな教育活動が各学校・学園で行われた。学校、家庭、地域が、それぞれの立場でできることを考え、主体的に行動しようとする意識が高まることで、地域に開かれた特色のある学校・学園づくりが進んだと評価する。

※3 コミュニティ・スクールとは、地域の住民や保護者のニーズを学校運営により一層的確に反映させるための仕組みであり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 6 に基づく「学校運営協議会」が置かれている学校を指す。

【今後の方針】

小中一貫教育を支えるコミュニティ・スクールの導入を更に促進させる。

モデル校での取組の成果を研修会等で発信するとともに、導入の意志を示している学校・学園には、コミュニティ・スクールの進め方や組織づくりについて説明する等、積極的に支援を行っていく。地域の実情に応じながら取組を進め、全学校での導入を目指す。

小中一貫教育の交流活動では、各学校に保護者・地域の方の参加者が増えるように働きかける。その中で、保護者・地域の方と児童生徒が直接触れ合う場や声かけの意識を高めてもらうことにより、学校と家庭・地域との結びつきを一層強めていく。

これらのことにより、より多くの保護者・地域の方の学校教育への理解が深まるようにする。

1－(3) 教職員の資質や指導力の向上

(小中一貫教育推進課)

【施策の基本方針】

魅力ある優れた教育機会を提供するため、これまで築き上げてきた小中一貫教育を軸とした教育システムを継続しつつ、それらを更に改善するとともに、児童生徒の成長を見通した継続性、発展性のある教育を展開するために、教育センターの研修を充実させ、教職員の資質・指導力の向上を図る。

【主な事務事業】

① 小中一貫教育推進事業

教職員の資質・指導力の向上を図ることを目的に、小中一貫教育実践研修、小中一貫教育推進マネジメント研修等の教職員研修を開催する。また、指導主事が学校訪問を行い、教職員の授業力向上に向けた支援を行っている。

【平成 29 年度における評価】 A

教職員の資質・指導力の向上を目指し、教育センターの研修内容の見直しを図った。学校のニーズに柔軟に、幅広く対応できる学校訪問（オーダーメイド訪問）をPRし、各学校の訪問要請回数も大幅に増えたことなどから、教職員の研修意欲が向上し、着実に資質・指導力の向上が進められていると考える。

【今後の方針】

今後も新学習指導要領改訂の動向、外国語科、特別の教科道徳などを視野に入れて、教育センター研修の内容や方法の見直しを図っていく。一つ一つの研修が、今日的な課題や教職員のニーズに即した内容で、グループ協議等を取り入れた主体的な学びができる研修となるよう改善を行っていく。また、好評を得ているオーダーメイド訪問を中心にした学校訪問支援体制を構築していく。

1-4 確かな学力の育成

(小中一貫教育推進課)

【施策の基本方針】

児童生徒の学力向上に向けて、標準学力検査（NRT）（※4）を実施し、学園ごとにその結果を活用した小中合同研修会を開催し、授業改善を図っていく。また、教職員を対象に学力向上に係る研修会を教育センターで開催したり、指導主事が学園ごとの公開授業研究（協議会）に参加したりすることで、教員個々の資質（授業力・指導力）向上を図り、確かな学力の育成につなげていく。

※4 標準学力検査（NRT）とは、昭和 25 年に刊行された日本で最も多く実施されている標準化された学力検査である。標準化の過程で、全国で幅広く実験を行い、妥当性と信頼性が高いため、客観的な学力測定に用いられている。

【主な事務事業】

① 学力向上推進事業

児童生徒の充実した学校生活の具現と夢や希望の実現に向けて学力の向

上を目指す。そのため、全国標準学力検査（NRT）等の結果を分析し、指導に活かすとともに、教職員研修を行い、教職員の資質や授業力の向上を図る。

【平成 29 年度における評価】 B

小学校の国語、算数の学力は、NRT の偏差値では昨年度に比べるとやや下がったが、目標値に達している。中学校は昨年度に比べると上がった。これは、日々の授業改善の成果と考えられる。ただし、目標値に対して国語は達することができたが、数学はわずかに達することができなかった。数学の不得意な生徒に対しての個別の指導が十分でなかったことが要因として考えられる。

【今後の方針】

教職員が入れ替わっていく中で、授業における学習問題の共通理解を図っていく必要がある。具体的には、教育センター主催の授業力実践研修の内容を検討しリニューアルを図る中で対応したり、オーダーメイド訪問等の研修の機会に指導したりしていく。また、中学校では、終学活時に家庭学習の計画づくりを行うための家庭学習プランニングノートを活用した家庭学習習慣化の取組を推進するとともに、学園ごとの家庭学習強調週間を実施し、小学校・中学校の家庭学習の充実を図っていく。さらに、中学校数学プロジェクト授業力向上講座やオーダーメイド訪問の拡充で各学校の多様なニーズに応え、学力の向上につなげていく。

1－(5) 豊かな心を育む心の教育と体験活動の充実

(小中一貫教育推進課)

【施策の基本方針】

hyper-QU (※5) を全学校で年 2 回実施し、児童生徒の実態把握・変容把握を行い指導改善に活用することで、いじめや不登校の未然防止を図る。また、「深めよう絆スクール集会」を中心とする小中連携事業、異学年交流事業、小小合同体験合宿、合同修学旅行などの体験活動を行い、児童生徒の社会性の育成を図り、いじめの防止、不適応の予防に努める。

※5 hyper-QU とは、学校生活における児童生徒の意欲や満足感及び学級集団の状態並びに関わり方や配慮ある態度といった社会性について、児童生徒に対し質問紙法によって測定する心理テスト

【主な事務事業】

① いじめ・不登校対策事業 (hyper-QU 関係)

hyper-QU 検査により、児童生徒をより客観的に見取ることで、効果的な支援の手立てを構築できると同時に、小中 9 年間を貫く見取り、状況把握

が可能となり、個々の児童生徒への小中連携した支援が可能となる。

【平成 29 年度における評価】 C

各学校、学園に対し、人間関係づくりの能力を高める具体的手立てを研修等で指導した。その結果、各学園において、深めよう絆スクール集会で小中学生が一緒にいじめについて話し合い活動を行ったり、合同修学旅行を行うなど、多様な交流活動を通して、社会性の育成を図る取組を充実させた。成果指標としている hyper-QU の結果は全国平均を上回る状況を維持している。「関わりのスキル」で目標としている全国平均+3.0 ポイントを達成することができた。目標までわずかに届かなかったが、「配慮のスキル」の得点も伸びが見られた。しかし、現状ではこれらの結果がいじめや不登校の改善に結びつきにくい状況がある。

いじめや不登校の発現には様々な要因が複雑に絡んでいることが多いため、社会的スキルの向上だけでなく、人間関係づくりの能力を高める取組も粘り強く進めていく。

【今後の方針】

各学校で hyper-QU の結果を活用した職員研修は年 2 回行われているが、研修の中身を更に充実させる必要がある。生徒指導研修、hyper-QU 研修会、オーダーメイド訪問、不登校対応研修等で学級づくりの基礎を徹底するとともに、充実した校内研修会を各校で行えるよう研修会の在り方、流れ・要点を伝達・指導する。

学園単位の合同体験合宿や合同修学旅行などの体験活動や深めよう絆スクール集会も計画的に行われている。子どもの学び（スキル）は体験活動の振り返りを通して深まるものであることから、振り返り活動を充実させるとともに、その後スキルが身に付くよう、事後活動を充実させることを各校に指導する。

1- (6) 健やかな体を育む健康教育、体力向上の取組の推進

(小中一貫教育推進課)

【施策の基本方針】

食育では、子どもの食や健康についての意識を高め、生活習慣の改善を図る。

体力づくりでは、市内小中学校の児童生徒の体力の実態に基づき、弱点を克服する「1 学校 1 取組」（柔軟性・持久力・瞬発力・心肺機能の向上等に向けた授業改善や特別時間設定）を各学校で計画的に行うことで体力の向上を図る。

【主な事務事業】

① 子どもがつくる弁当の日

「子どもがつくる弁当の日」の取組を推進することにより、親子の触れ合いを含む家庭教育力の向上と子どもの食や健康についての意識を高め、生活習慣の改善を図る。

小学校5・6年生と中学校1～3年生が、自分の弁当を保護者と一緒につくったり、自分だけでつくったりする日を各校に設定してもらう。

② 体力向上に係る1学校1取組

体力テスト（※6）（8種目）の結果を基に、各学校で体力の実態を把握する。さらに、弱点部分の底上げができるように、各学校において対策を検討し、計画的、継続的にバランスの取れた体力の向上が図られるよう実践する。年度末には弱点の克服を評価し、次年度の計画づくりに活かす。

※6 体力テストとは、全児童生徒の体力・運動能力を測るテスト。8種目（握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン、50m走、立ち幅とび、ソフトボール投げ（中学校はハンドボール投げ））を実施し、学年別・男女別に平均値を算出する。

【平成29年度における評価】 C

食育では、「子どもがつくる弁当の日」が小5～中3の全ての学年で実施となり、全188回（1学年当たり平均2.8回）行われた。各回のねらいに対する各校担当教員の評価は「大変良い」が約72.9%、「良い」を加えた肯定的評価は約98%と高い。弁当づくりを通して、子どもの食や健康への関心を高めることにつながっているものと判断する。また、8月に「子どもがつくる弁当の日」の講演会を実施し、教職員や保護者等293人が参加した。講演内容に賛同・共感する感想が多く、参加者の食育に対してのより深い理解へつながったと考える。

体力づくりでは、「1学校1取組」を中心に各学校で体力向上のための取組を実践しているが、小5、中2の体力テスト結果では32種目中6種目が県平均を上回ったものの、目標としていた16種目以上を大幅に下回った。各学校での課題克服に向けた「1学校1取組」を中心に体力向上を図る。

【今後の方針】

食育では、今年度の取組を継続していく。子どもがつくる弁当の日では、「家の人と一緒に作る」ことから、学年が上がるごとに発達段階に応じて徐々に「一人で作る」ことが増えるように意識付けをしていく。

体力づくりでは、その年度によって体力差が見られるため、「1学校1取組」を軸とした全校体制の体力向上に向けた取組において、それぞれの学年の経

年変化を分析し、その学年の弱点を克服する運動メニューを確実に取り入れるとともにバランスの取れた体力づくりに取り組む。

2 社会の進展に対応した教育の推進

2-1 ICT、グローバル化に対応した教育の推進

(小中一貫教育推進課)

【施策の基本方針】

情報化、グローバル化など社会の進展に的確に対応するため、ICTの活用や外国語教育の推進を図り、情報活用能力や確かなコミュニケーション能力等を育成する。

【主な事務事業】

① デジタル教科書ソフトの整備

各小中学校に、主要教科【国語、数学（算数）、社会、理科、英語（中学校のみ）】のデジタル教科書ソフトを整備し、授業で有効活用してもらうことで、教育の質の向上を目指す。

② ALT等の業務委託

ALT（※7）や地域在住の外国人を指導者として市内小中学校へ派遣し、外国語活動・英語教育を推進する。児童生徒が生徒の英語や外国の文化に触れることを通して、外国語のおもしろさやコミュニケーションの大切さを知る機会とする。また、コミュニケーション能力を養うことや、英語力の向上を図る。

※7 ALTとは、Assistant Language Teacherの略で、日本人教師を補佐する外国人による「英語・外国語活動教育補助者」のこと。

【平成29年度における評価】B

学年1台の電子黒板、主要5教科（小学校は4教科）のデジタル教科書を市内全小中学校に整備している。有効活用のための研修に加えて、市のサーバー上にデジタル教科書のデータを置き、教員個々のパソコンからでも容易に教材研究ができる環境を整えた。その結果、教員の授業でのICT活用能力が昨年度よりも向上した。

ALTの勤務状況に対する肯定的評価は年々向上し、90%の目標を達成することができた。業務提携している業者と連携し、ALTの指導力向上に努めた成果が表れている。

【今後の方針】

教員の「授業中に ICT を活用して指導する能力」を高めるために、電子黒板やデジタル教科書の有効活用について、今後も研修に力を入れていく。依然として中学校教員の有効活用度が低いので、特に技能教科など ICT 活用頻度の少ない中学校教員への有効な活用法を伝えていく働きかけを強化していく。

小学校中学年外国語活動導入と高学年「外国語」教科化の移行期間が開始され、今後、小学校での外国語の授業力向上が一層求められる。ALT の指導力向上とともに、小学校教員の授業力向上に向けた ALT の教室内での在り方について、今後も提携業者、各学校と十分連携を図っていく。

2-2 市民性を高める教育の推進

(小中一貫教育推進課)

【施策の基本方針】

三条市の教育資源と人材を活用し、三条市の子どもたちに、三条市の自然や歴史への理解、科学的な思考力の育成、ものづくりの素晴らしさの感得、防災に関する基礎的・基本的事項の理解と安全の保持増進に関する実践的な能力や態度の形成を図る。また、小中一貫教育を軸とした教育システムを更に改善し、実社会を力強く生き抜く力を育む。

【主な事務事業】

① 三条市の特色を活かしたキャリア教育事業

ふるさと三条への愛着、科学的なものの見方や感性、ものづくりへの関心・意欲、災害に際しても適切な意志決定をし、自分の命を自分で守る態度等、ふるさと三条を愛し、誇りに思い、次代の三条を担う子どもを育成する。

② 三条市の特色を活かしたキャリア教育事業(刃物・ものづくり教育)

「和釘を作る」「小刀を使ってものを作る」「のこぎり、かんなを使って木を切る、削る」「砥石を使って包丁を研ぐ」などの活動を通して児童生徒のものづくりに対する興味・関心を高め、ものづくりの町三条のよさを知り、ふるさと三条を愛し、誇りに思う児童生徒を育成する。

③ 三条市の特色を活かしたキャリア教育事業(科学教育推進事業)

児童生徒に対して、科学への興味関心を掘り起こし、科学的な好奇心と研究意欲を高め、問題解決能力と創造性を育む。

【平成 29 年度における評価】 C

児童生徒の三条市への愛着については、徐々に高まってはいるが、目標値

に到達することができなかった。また、各種事業の活動内容について満足している参加者は多いが、特に、台風による科学フェスティバルの中止の影響もあり、目標としている参加者数に届かなかった。

【今後の方針】

三条市への愛着を高める指導は、学校に対して、地域との学習が積極的に行われるように取組を見直すとともに、児童生徒の積極的な参加を価値付ける指導を行うように働きかける。

「刃物・ものづくり教育」では、急遽中止になった事業があったが、参加人数は昨年度並みであった。今後も体験活動の内容、方法、時間を見直し、参加する子どもにとって充実した体験活動が展開できるようにする。

「科学教育推進事業」については、参加した児童生徒の満足度が高いので、事業のPRや広報に努め、参加が増えるように働きかけていく。市内教職員による支援スタッフが増えるように働きかけることで、教職員から声を掛けてもらうようにし、児童生徒の参加者を増やしていく。参加者を増やすことにより科学教育に関する児童生徒の興味・関心を一層高めていく。

2-3 社会で自立するための特別支援教育の充実

(小中一貫教育推進課)

【施策の基本方針】

インクルーシブ教育システム(※8)構築のための特別支援教育の推進及び「障害者差別解消法」の施行(H28.4.1)に伴い、基礎的環境整備と合理的配慮の提供が法制化されたことを受け、特別な教育的支援を要する児童生徒に対する指導体制の整備・充実及び教職員を対象とする研修会の実施等により特別支援教育の一層の充実を図る。

※8 インクルーシブ教育システムとは、人間の多様性を尊重し、障がい者が持てる力を可能な限り最大限度まで発達させ、社会参加することを目的として、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みのこと。

【主な事務事業】

① 特別支援教育事業

特別な教育的配慮を要する児童生徒に対し提供する合理的配慮について、「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」に記載することにより、個に応じた適切な指導や支援を行う。

② 特別支援教育研修会

インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進や基礎的環境整備と合理的配慮についての情報提供を図ることを目的とした「参加

型・対話型」の研修会を開催する。

【平成 29 年度における評価】 B

特別な教育的支援を要する児童生徒に対して、個に応じた校内指導体制を充実させることにより、学習上及び生活上の困難さを軽減し、個の成長につながる事ができた。昨年度までの特別支援教育指導員（一般任用職員）51人の枠を、平成 29 年度より特別支援サポーター（パートタイム職員）65人の枠に変更した。定員に達しない状況が続いたが、人員が増えれば、より高い合理的配慮の提供が可能となると考えている。また、教職員対象の特別支援教育研修会等を実施し、教職員の指導力の向上を図ることにより、保護者及び児童生徒のニーズに応じた環境整備や支援に資することができた。

【今後の方針】

個別の教育支援計画等への「合理的配慮」の記載については、保護者との合意形成を図った上で確実に記載することを今後も学校に働きかける。

教職員を対象とした「参加型・対話型」の研修会を実施したことで、教職員の特別支援教育への理解を深め、指導力の向上を図ることができたので、今後も学校のニーズに応じた継続した研修会を実施していく。また、その他の特別支援教育研修会を充実させ、教職員一人一人の特別支援教育に係る総合的な力の伸長を引き続き目指す。

特別支援サポーター（パートタイム職員）を人数分配置し、よりよい支援が学校で行えるよう、人材確保を図っていく。

2-4 学校外における学びの機会の充実

（小中一貫教育推進課）

【施策の基本方針】

一人一人の子どもの学びたいという気持ちに応え、子どもの持っている力を更に伸ばすため、成績上位で学習意欲が高い児童生徒を対象に、民間教育機関を活用した指導力の高い講師による学習機会を提供し、更なる学力向上を目指す。一方、学校の授業内容をより確かなものにしたいという児童生徒を対象に、教員 OB や市民ボランティアを指導者として学習の場を提供し、学習に対する自信を付ける。

【主な事務事業】

① さんじょう学びのマルシェ

児童生徒の学習習熟度別に 5 種類の定期講座を 1 年を通じて実施する。土曜日に開催する 2 講座は、学校の補充学習を中心としてそれぞれ年 30 回、

日曜日に開催する3講座は、発展的な学習を中心としてそれぞれ年36回実施する。指導者は、土曜日が教員OBや市民ボランティア、日曜日は委託業者の講師とする。

【平成29年度における評価】B

参加している児童生徒が、自身の学習状況に適したコースを選択することができ、適切な学習を進めることができている。アンケートの記述から、9割近くの受講生が学習満足度や学習意欲向上を実感している。参加者は増加傾向にあるが、より多くの児童生徒に学習の機会を提供できるように改善していく必要がある。また、本事業と学校教育との連携を図り、効果的な学習指導につなげていくことも課題である。

【今後の方針】

会場を増設することで、より多くの児童生徒へ学習の機会を提供していく。中学生は部活動との両立が難しい傾向にあり、参加者が少ない。日曜日については、午前・午後と選ぶことができるようにして、多くの小・中学生が利用しやすくなるようにしていく。また、受講者数を増やすためのPR活動も展開していく。

民間教育機関や教員OBによる指導員は、児童生徒の状況等を日々記録している。今後は、ここで得た情報を分析し、授業改善の在り方を学校現場へも伝え、役立てていく。教育センター便りや指導主事の学校訪問の場で、ここで得た情報を基にした授業改善の工夫等を伝えていく。

3 学び続ける生涯学習環境づくり

3-1 生涯にわたる学習機会の充実

(生涯学習課)

【施策の基本方針】

市民一人一人が「いつでも、どこでも、だれでも」学ぶことができるよう各種公民館事業を始めとした生涯学習の機会を提供する。さらに、中心市街地にある社会教育施設等の機能を有機的に結び付け、多彩な交流を育む中で、市民に「気付き」をもたらし、意識の変化や新たな行動変容につなげる機会の創出を図る。

【主な事務事業】

① 青少年体験教室

様々な体験活動を通して子どもたちの知的好奇心や想像力を豊かにし、自立心の育成や参加者同士の交流を図るための事業を推進する。

② 教養講座・文化講座

市民の主体的な学習活動や地域社会へ貢献する活動への支援及び三条市の特性を活かした学習活動を提供するため、7公民館で教養講座・文化講座を開催する。

③ 高齢者教育に資する講座

社会環境の変化に適応できるよう幅広い分野にわたる学習の機会を提供し、高齢者の生きがいづくり・仲間づくりを促進し、高齢者の充実した生活を支援するための事業を実施する。

【平成 29 年度における評価】 B

市民の学習ニーズや社会的課題に沿った講座の開催やそれぞれの地域や施設の特性を活かした講座を各公民館で開催したことで幅広い世代への学習機会を提供することができた。

また、中心市街地においては、集積するステージえんがわ、中央公民館、図書館及び歴史民俗産業資料館等の公共施設をつなげる面展開事業等の取組を通じて、まちなかを巡る回遊性が生まれ、スマートウエルネス（※9）三条の推進も図られた。

※9 スマートウエルネスとは、歩くことによる「身体」の健康はもちろん、人との出会いを通じ「心」の健康や「生きがい」までを含めた「健幸」につなげ、市民の安心安全で豊かな生活を推進しようとする行政施策のこと。

【今後の方針】

今後も、ライフステージに応じた市民ニーズを的確に把握し、生涯にわたって学び続けようとする市民にとって理想的な学びの場を提供する。また、常にスマートウエルネス三条の視点を持ち、ステージえんがわやまちなかの社会教育施設の有機的な連携を図り、回遊性を生み、まちなかのにぎわいにつながる事業を展開する。

3-2) 魅力ある多様な学習活動の充実

(生涯学習課)

【施策の基本方針】

中高年層を中心に市民が多様な学習活動・機会を通じて「参加する人から担う人・支える人」へ転換し、もって循環型生涯学習の推進を図る。

【主な事務事業】

① きっかけの1歩事業の実施（「まちなか」テーマ型コミュニティ）

これまで公民館では実施したことがない突拍子もないプログラムを実施し、魅力ある多様な学習機会の提供と外出機会の創出を図る。

② さんじょう 108appy 事業の実施

市民が主体となって実施する「まちなかのにぎわいイベント」を支援することによって、まちなかへの日常的な市民の外出機会を創出する。

③ 出張型きっかけの1歩事業の実施（「下田地域」地縁型コミュニティ）

下田地域の自治会が管理する集落センターを会場に、地域住民が気軽に出席したくなるような事業の開催を通じて地域のつながり・絆の再構築を図る。

【平成 29 年度における評価】 A

主に高齢者の外出機会の創出と生涯学習人口の拡大を図り、もって循環型生涯学習を支援するために、これまで公民館では実施したことがない視点を持った「きっかけの1歩」事業に取り組み、当初目標の 54 事業を超える 61 事業を開催し、延べ 5,002 人の参加につなげた。

さらに、社会参画活動意欲のある高齢者の掘り起しを行い、新たな活躍の場へ誘導するために、「きっかけの1歩事業」参加者に声掛けを行い、130 人をセカンドライフ応援ステーション登録につなげるとともに、公民館イベント運営補助などの「新たな活躍の場」を提供し、延べ 866 人がボランティア活動を体験した。

【今後の方針】

平成 29 年度の実績・成果として、男性参加率が 3 割を超えたことや公民館にほとんど来たことがない方が参加者の 4 割を占めていたことなどから、ある程度これまでの 3 年間の取組成果が現れ始めているものの、一方で平成 29 年 9 月に行った高齢者実態調査（対象者約 6,000 人）では、本事業の認知度は 12.8%、参加率は 2.1%という結果であった。

今後は、「きっかけの1歩事業」の認知度を上げる取組を重点的に行うとともに、さらに、「きっかけの1歩事業」を拡充し、参加者の裾野を広げる取組を継続して行う中で、意欲ある参加者への「声掛け」を継続し、次のステージにつなげ、社会の担い手として活躍する仕組みの構築を図っていく。

【施策の基本方針】

市民の主体的な学習活動を支援するため、各種教養講座等の開催を通じて、市民自らが得た知識・経験や学習成果をボランティア活動等によって地域に還元する仕組みの構築を図る。

【主な事務事業】

① 市民総合大学

市民が学びの成果やその知識・技術を活かし、自らが講師となる教養・体験講座等を企画し、運営する。

② ITリーダー養成講座

公民館パソコン教室の指導者を養成するためのITリーダー養成講座を開催する。

③ レクリエーションリーダー養成講座

楽しく気軽に体験できるレクリエーションに関する講座を開催し、各種イベント・事業等で活躍できる人材を養成する。

【平成29年度における評価】 B

「市民自らがアイデアをカタチにする」をコンセプトとして開催した市民プロデュース事業『市民総合大学』を延べ56講座開催し、105人の参加があった。事業終了後の満足度調査では、「とても良い(評価5)・良い(評価4)」と回答された方は94.0%となったことから、ニーズを捉えた事業が実施できたと考えている。

さらに、ITリーダー養成講座を受講した5人のうち、1人が指導者登録を行い、パソコン教室ボランティアを体験する機会を得たことなどから「新たな活躍の場の創出」につなげることができ、学習の成果を地域に還元する仕組みが効果的に機能した。

【今後の方針】

市民の様々な学習活動が円滑に行われ、自立した学習活動ができるようニーズに合わせた生涯学習支援体制の充実を図る。

さらに、市民の多様なニーズに対応できる指導者を発掘し、養成に努めるとともに、市民自らが得た知識・経験をボランティア活動等によって地域に還元する取組を継続する。

また、ボランティア登録に至らなかったITリーダー養成講座、レクリエーションリーダー養成講座の受講者に対して、「声掛け」を継続するとともに、行事開催場所への同行体験など、ボランティア登録に向けたサポートを実施

する。

4 生きる力の基礎を育てる幼児教育の充実

4-1(1) 幼児教育内容の充実

(子育て支援課)

【施策の基本方針】

三条市幼児教育推進プランの重点項目1「幼児教育内容の一層の充実」における次の4つの施策体系の下で各取組を推進していく。

① 「遊び」を通じた豊かな教育活動

子どもの運動遊びの時間が少なくなっていることから、体を動かして遊ぶ機会と時間を増やし、運動遊びを推進する。

② 特別な配慮が必要な子どもへの支援

発達障がいを含め、何らかの支援が必要な子どもに対して、一人一人の個性や特性を的確に把握するとともに、その子の持てる力を高めるよう支援する。

③ 教職員の資質や専門性の向上

一人一人の職員の知識や技術等は、日頃の保育に反映されることから、園内、園外研修や自己研鑽を通じて保育の専門性を高めていく。

④ 信頼される幼稚園・保育所（園）づくり

行事等を通じた保護者や地域との連携、情報提供、情報公開に努めるなど、信頼される幼稚園・保育所（園）づくりを進める。

【主な事務事業】

① 保育者対象公開保育の開催

保育者のスキルアップのため、年齢や発達に合わせた運動遊びの実践例を公開保育という形で紹介し、基本的な考え方及びその重要性について学識経験者の助言を受ける。

② 三条っ子発達応援事業

子ども・若者が学校や社会に適応できるよう、発達障がい等子どもの特性にできるだけ早期に気づき、一人一人にあった適切な対応と継続的な支援を行う。

【平成29年度における評価】 B

① 運動遊びの推進については、保育現場を対象として、幼児の運動能力調査、公開保育を実施し、各施設における運動遊びの実践をサポートした。

また、「家庭版運動遊びプログラム」(リーフレット)を作成し、保護者へ配布するとともに、保護者向けに講演会を実施し、運動遊びの家庭への普及を図った。

- ② 特別な配慮が必要な子どもへの支援では、平成26年度から取り組んでいる「三条っ子発達応援事業」の「年中児発達参観」により、発達障がいを含め何らかの支援を必要とする子どもに早期に気付く仕組みが定着し、一人一人に合わせた支援を行う個別の支援計画作成につながっている。
- ③ 職員の資質向上等に向けて絵本講座等のほか、平成30年度施行となる新保育所保育指針に関する研修会を開催するなど、課題に応じた研修の機会を提供した。
- ④ 園における保育者の活動への理解を保護者が深め、園と保護者の信頼関係の促進が図られる「保護者先生体験」の実施について働きかけを行った。

【今後の方針】

- ① 運動遊びの推進については、保育現場における運動遊びの実践を引き続きサポートする。「家庭版運動遊びプログラム」(リーフレット)とともに内容を紹介するお便りを家庭に配布し、家庭の意識や関心も高めていけるよう働きかけていく。
- ② 幼稚園・保育所(園)等において、発達支援のリーダー的役割を担う発達支援コーディネーター研修を平成27年度から実施してきた。今後も研修を継続実施することにより、更なるスキルアップを目指し、発達支援コーディネーターとして特別な支援や配慮を必要とする子どもに早期に気付く視点や保護者支援について更に理解を深め、発達支援コーディネーターを中心としたサポート体制を確立していく。
- ③ 職員の資質向上を図るため、引き続き職員のスキルに関する課題を捉え、その課題に応じた取組を行っていく(新保育所保育指針に則った保育計画作成に関する研修会、公開保育の実施等)。
- ④ 引き続き、園が「保護者先生体験」を実施しやすい環境づくりに努める。

4-2 幼保小連携の推進

(子育て支援課)

【施策の基本方針】

三条市幼児教育推進プランの重点項目2「幼稚園・保育所(園)等と小学校の連携の推進」における次の3つの施策体系の下で各取組を推進していく。

① 確実な引継ぎ・継続的な支援

幼稚園や保育所(園)等での一人一人の特性に応じたきめ細かな支援を小学校等へ確実に引き継ぐ。特に支援の必要な子どもについては、個別の

発達支援計画等を活用して継続的な支援を行う。

② 交流活動の推進

幼稚園・保育所（園）等から小学校に入学する子どもたちは、期待感を持っている一方で、不安感を持つ子どもも少なからずいることから、全ての子どもたちが不安なく意欲を持って小学校に入学できるように、幼稚園・保育所（園）等と小学校の交流を推進する。

③ 育ちのつながりを意識した指導

子どもの育ちや学びの連続性・一貫性を確保するため、「安心わくわくプログラム」、「スタートモデルカリキュラム」を実践することにより、幼保小のそれぞれの良さを活かした保育・教育の充実を図っていく。

【主な事務事業】

① 幼保小連携交流活動の実施

各学園エリアを基本として、幼稚園・保育所（園）等と小学校が連携して行う幼保小、幼保・保保、職員の交流活動を支援するとともに、交流活動の充実に向けて、効果的な運営方法の検討や情報交換を行うため、幼保小連携実務者会議及び各中学校区の幼保小連携会議を開催する。

【平成 29 年度における評価】 B

- ① 確実な引継ぎ・継続的な支援については、幼保小相互の訪問・交流活動における観察等を行うことにより個々の理解を進めた。また、2月頃に実施される幼稚園・保育所（園）等と小学校の懇談会の場においては、全ての子どもの情報交換を行うとともに、特別な支援が必要な子どもについて「個別の発達支援計画」を小学校へ送付し、より丁寧な支援の引継ぎ体制の構築に努めた。また、年度末には、全ての子どもについての「要録」（※10）を送付した。これにより、訪問・観察、書面、懇談による連携という引継ぎの流れが構築された。
- ② 交流活動の推進については、平成 29 年度において市内の幼稚園・保育所（園）・認定こども園・小学校で延べ 181 回の交流活動を実施し、活動の充実を図った。成果指標として設定した、交流活動の推進に関するアンケートでは、「成果があった」の回答割合が 100%に至り、成果が着実に上がっている。
- ③ 平成 23 年度作成の「安心わくわくプログラム」及び平成 27 年度作成の「スタートモデルカリキュラム」の活用状況に関するアンケートの回答として、全ての施設において指導の際に活用しているという結果となっており、同プログラム及びカリキュラムの活用が進んでいる。

※10 要録とは、幼稚園、保育所（園）、認定こども園の全ての入所（園）児の保育経過や主に最終学年の育ちについてまとめ、就学先の小学校へ送付する資料のこと。幼児が在籍する施設により、「幼稚園教育要録」「保育所児童保育要録」「認定こども園こども要録」と名称が異なる。

【今後の方針】

- ① 幼稚園・保育所（園）から小学校への確実な引継ぎを行うため、引き続き「要録」及び「個別の発達支援計画」の作成及び引継ぎ、情報交換を行い、特に要支援児については継続的な支援が行われるよう「要録」と「個別の発達支援計画」の活用を更に促進していく。
- ② 交流活動の推進を図るため、幼保小連携合同会議の開催により交流活動の支援を行うとともに、幼稚園、保育所（園）幼児の小学校に対する不安感を軽減するため、より効果的な交流活動になるよう質的向上や活動内容の充実を図る。
- ③ 「安心わくわくプログラム」及び「スタートモデルカリキュラム」の活用が定着してきており、今後も引き続き活用について働きかけを行うとともに、幼保小それぞれの特質の相互理解を深めるため、保育参観（公開保育）や授業参観（公開授業）、保育士・小学校教諭体験の実施について促進を図る。

4－(3) 家庭への支援の充実

（子育て支援課）

【施策の基本方針】

三条市幼児教育推進プランの重点項目3「家庭への支援の充実」における次の2つの施策体系の下で各取組を推進していく。

① 家庭の教育力の向上支援

子どもが育つ基盤である家庭での教育力の向上を目指し、保護者に対して子育てに関する学習機会の提供や情報提供等による支援を行うとともに、保護者が子育てに自信を持ち、楽しいと感じることができるよう働きかけや環境づくりに努める。

② 地域の子育て支援の拠点化

子育て支援センターや幼稚園・保育所（園）等は、地域に開かれた身近な子育て支援の専門機関として、子育て中の親子が気軽に集え、交流できる場となる拠点づくりを進めるとともに、様々な媒体を活用した子育て支援情報の周知活動や相談事業を通じて、保護者が安心して子育てができるよう支援していく。

【主な事務事業】

① 家庭教育活性化支援事業

家庭、保育所（園）、学校が連携し、家庭における教育力の向上を図るため、子どもの成長に合わせた家庭教育講座を開催する。

また、乳幼児を育てる保護者を対象とする BP（親子の絆づくりプログラム Baby Program「赤ちゃんがきた」）講座（※11）、NP（Nobody's Perfect「完璧な親なんていない」）講座（※12）を開催する。

※11 BP 講座とは、初めて乳児（2か月～5か月）を育てる母親を対象に、子育ての基礎知識に関する学習や保護者同士の情報交換等を通じて、親子の絆づくりや育児不安の軽減及び児童虐待の予防等を目的に実施する講座のこと。

※12 NP 講座とは、乳幼児（0歳～3歳）を育てる保護者を対象に、子育ての知識や親としての役割等に関する学習と保護者同士の情報交換等を通じて、仲間づくりや育児不安の軽減及び児童虐待の予防等を目的に実施する講座のこと。

【平成 29 年度における評価】 B

① 家庭の教育力の向上支援では、家庭、保育所（園）、学校が連携した中で、子どもの成長に合わせて年少児の参観時、小学校入学前の健診時、中学校入学説明会時の機会を捉え、ライフステージに応じた子どもへの関わりをテーマとした講座を開催した。講座の参加者数については幼児期 381 人、小学校 764 人、中学校 704 人の計 1,849 人で、天候により中止となった回もあったが、多数の参加となった。

BP 講座は 63 人、NP 講座は 46 人が参加した。参加者アンケートでは、育児の不安や悩みを共有できる子育ての仲間ができて良かったとの感想が数多くあり、孤立感の解消につなげることができた。

② 子育て拠点施設「あそぼって」と、「すまいるランド」及び子育て支援センター（7か所）の平成 29 年度利用者数は、平成 28 年度の「あそぼって」オープン時の一時的な利用者の急増及び平成 29 年度の大雪による利用者減により前年度比 4.8%減ではあったが、延べ 115,258 人という多くの方から利用いただいております、保護者の子育て拠点として必要とされている施設であると言える。

【今後の方針】

① 家庭の教育力の向上支援に関しては、子どもへの関わりをテーマとした家庭教育講座を行い、参加者からは一定の評価を得てきた。平成 30 年度より公立保育所においては、その講師を所長又は主任が行うこととし、現場での家庭支援に活かし専門性を向上していけるようにする。また、今後は、参加しやすい講座となるよう実施方法について工夫を行うとともに、子どもの成長段階に沿った内容に加え、子どもの生活習慣の実態などを捉えた

新たなテーマの学習機会となるよう講座内容の検討を行っていく。

BP・NP 講座については、対象者が講座内容を理解し、参加しやすいよう開催会場を変えながら、引き続き、保護者同士の情報交換や仲間づくりを支援していく。

- ② 地域の子育て支援の拠点化に関しては、平成 28 年 4 月に新たに嵐北地域に「あそぼって」をオープンし、年間 5 万人以上の利用がある施設となった。既存の「すまいるランド」や各地域の子育て支援センター（7 か所）とともに、地域に開かれた身近な子育て支援の専門機関として、引き続き子育て支援情報の周知や親同士の交流、相談事業の充実を図っていく。

5 教育の充実を図る環境の整備

5-1 豊かな教育活動を支える環境の整備

(教育総務課)

【施策の基本方針】

望ましい教育環境を将来にわたって維持し続けていくため、公立小学校の計画的な統廃合に取り組みながら、子どもたちが安心・安全で、心身ともに健やかに成長できる教育環境の整備を進める。また、そのほかの教育施設についても、老朽化対策など必要な検討を行い、市民の教育活動を支援する。

【主な事務事業】

① 小・中学校施設耐震補強事業

耐震化優先度調査、耐震化二次診断の結果を基に、IS 値 0.7 未満の学校施設については、安全・安心で良好な教育環境を整備するため、耐震補強等を実施する。また、補強が困難な学校については、統廃合、移転改築等を実施し、耐震化率 100% を目標に取り組む。

【平成 29 年度における評価】 B

学校施設の耐震化については、国庫補助金等を活用し実施した大崎中学校の移転改築工事（大崎中学校区小中一体校の建設）が完了したことにより、耐震化率が前年度から向上し、100% となった。

【今後の方針】

必要となる老朽化対策など施設の長寿命化に関する検討を行い、計画策定に向けた取組を進めていく。

6 文化遺産の保存と活用

6-1(1) 文化遺産の詳細調査・文化財指定

(生涯学習課)

【施策の基本方針】

地域の暮らしの中に埋もれたまま失われつつある文化遺産を新たに価値付けし、地域資源として磨き上げ活用できるようにするため、詳細調査を行い指定文化財・登録文化財に指定・登録する。

【主な事務事業】

① 文化財総合調査

保存・活用が必要とされる古文書、建造物などの文化遺産について、文化財指定等を行うことが適当であるかを判断するための詳細な調査を実施する。

② 歴史の道八十里越保存・活用事業

文化庁選定歴史の道百選の一つである八十里越の国指定史跡を目指し、旧街道の現地測量や発掘調査を実施する。

③ 下田郷の歴史遺産再発見事業

下田郷の特徴的な歴史遺産を新たな宝として価値付けし、貴重な地域資源として適切に保存し活用につなげる。

【平成 29 年度における評価】 B

保存活用が必要とされる文化遺産を対象とした文化財総合調査を行い、価値付けされた地域の文化遺産 1 件について速やかに手続を進め、市指定文化財に指定し、その価値を具体的に示して公開することができた。

また、歴史の道八十里越保存活用事業では、只見町、魚沼市と連携して国指定史跡を目指し、現地調査を行うとともに、文化庁・新潟県教育委員会、中越森林管理署などとの調整を進めた。

下田郷の歴史遺産再発見事業では、下田郷のいしぶみ調査を進め、森町地区で 143 件の調査カードを作成し、活用につなげる基礎資料とすることができた。

【今後の方針】

文化財総合調査などで価値付けされた保護の緊急性や重要度の高い物件については、速やかに市指定文化財や国登録有形文化財に指定・登録し、地域資源として活用できるようにする。

また、歴史の道八十里越については、国指定史跡を目指し現地調査や関係機関等の調整を進める。

さらに、下田郷の歴史遺産再発見事業として新たに中浦歌舞伎の調査を行い、歌舞伎再興への機運を醸成する取組を行う。

6－(2) 埋蔵文化財の調査・保護

(生涯学習課)

【施策の基本方針】

文化財保護法に基づき、埋蔵文化財の所在地における開発事業とその保護について調整し、開発行為に係る埋蔵文化財の発掘調査を行い保護する。

【主な事務事業】

① 諸開発関係 市内遺跡確認・試掘調査

諸開発に伴い遺跡の内容などを把握する試掘・確認調査を行い、開発行為に対する調整用資料を整備する。

② 国道 403 号三条北バイパス整備関係 石田遺跡・梅田遺跡発掘調査

国道 403 号三条北バイパス整備事業に係る石田遺跡・梅田遺跡の発掘調査を行い保護する。

【平成 29 年度における評価】 B

埋蔵文化財の所在地における開発事業について、事業計画の策定段階から埋蔵文化財の保護について調整し、7 件の発掘調査を行い、適切に埋蔵文化財を保護することができた。特に国道 403 号三条北バイパス整備に伴う石田遺跡・梅田遺跡発掘調査については、工事部局と調整を図り速やかに発掘調査を実施することができた。

また、発掘調査を必要としなかった案件を含めて、諸開発予定に伴い事前に埋蔵文化財の所在や試掘調査の実施の有無についての照会件数が、平成 29 年度 142 件あり、開発事業の計画策定段階から埋蔵文化財の保護について事前照会するという仕組みが定着し、さらに、これらの中から民間開発予定地における試掘・確認調査を 4 件実施することで新たな遺跡を 1 か所発見し、適切に埋蔵文化財を保護することができた。

【今後の方針】

埋蔵文化財の所在地の周知徹底を図り、開発事業計画の策定段階から埋蔵文化財の保護について調整し、発掘調査が計画的に実施できるようにする。

平成 29 年度に実施した確認調査などで遺跡の所在や内容などが明らかになった市道森町院内線道路改良工事、一般国道 403 号三条北バイパス整備、工業流通団地の事業予定に伴う発掘調査が必要となっており、速やかに発掘調査を実施し適切に埋蔵文化財の保護が図られるようにする。

また、開発事業計画策定段階から埋蔵文化財保護について事前照会する仕組みについては、新たに新潟県ホームページで公開される遺跡地図の情報なども含めて今後も周知徹底を図る。

6-3 文化遺産の公開・活用

(生涯学習課)

【施策の基本方針】

文化遺産や遺跡などの展示会や講座などを開催し、市民がふるさとの歴史・文化に触れる機会の充実を図る。

【主な事務事業】

① 遺跡展示会

遺跡発掘調査などの成果や本市にある全国的に著名な遺跡をより多くの市民に知ってもらうために開催する。

② 遺跡体験出前講座

当時の人々の暮らしを体験し、だれでも分かりやすく遺跡に親しむことができる遺跡体験出前講座を開催する。

③ 三条かぐら鑑賞会・栄神楽鑑賞会

県指定文化財三条神楽と市指定文化財栄神楽の伝承と紹介のため鑑賞会を開催する。

【平成 29 年度における評価】 B

下田郷の歴史遺産再発見事業で行った下田郷のいしぶみ調査や吉ヶ平の民具調査の成果を速やかに活用し、いしぶみ企画展、いしぶみめぐり、夏休み親子いしぶみめぐり、いしぶみ座談会や吉ヶ平の民具企画展を行い、新たに価値付けられた歴史資源に触れる機会の充実を図ることができた。

また、石田遺跡（須戸新田地内）、梅田遺跡（井栗地内）の現地見学会を行い、調査成果を速やかに市民に公開した。遺跡発掘調査速報展 2018 では、歴史の道八十里越の調査や新たに市指定文化財となった赤松遺跡出土岩偶の展示を行った。さらに、三条市を代表する民俗芸能である県指定文化財三条神楽や市指定文化財栄神楽の鑑賞会なども開催し、多くの人々に歴史・文化遺産に親しんでもらうことができた。

【今後の方針】

信濃川火焰街道連携協議会（※13）加盟自治体や観光部局などと連携して、日本遺産に認定されたストーリーや構成文化財などの活用を進め、国内外に戦略的に情報発信し見学者の増加に努める。

また、下田郷の歴史遺産再発見事業で進めている調査成果の活用を図るため、長沢地区や鹿峠地区のいしぶみパンフレットなどを作成し、さらに、只見町、魚沼市と連携し歴史の道八十里越りレー講演会を開催し、市民が歴史・文化に触れる機会の充実を図る。

※13 信濃川火焰街道連携協議会とは、縄文時代を代表する「火焰型土器（かえんがたどき）」出土の中心地に位置する信濃川流域の自治体が、「火焰の国」と称し、「縄文」をキーワードに地域振興や広域観光などを推進する協議会のこと。

Ⅲ 教育委員会の会議及び教育委員の主な活動状況について

1 教育委員会の会議

○平成 29 年第 6 回定例会（4 月 28 日）

報 告：報第 1 号 専決処分報告について（さんじょう一番星育成事業実施要綱の一部改正）

報第 2 号 専決処分報告について（学園長及び副学園長の任命）

報第 3 号 大崎学園開校準備の進捗状況について

報第 4 号 平成 28 年度第 5 回三条市社会教育委員会議及び公民館運営審議会会議録について

報第 5 号 平成 28 年度第 3 回三条市図書館協議会会議録について

議 事：議第 1 号 三条市学校運営協議会規則の一部改正について

議第 2 号 三条市社会教育委員兼公民館運営審議会委員の委嘱について

議第 3 号 三条市図書館協議会委員の任命について

議第 4 号 三条市文化財保護審議会委員の委嘱について

議第 5 号 三条市スポーツ推進審議会委員の任命について

その他：（1）小中一貫教育実施状況について（概要報告）

○平成 29 年第 7 回定例会（5 月 25 日）

報 告：報第 1 号 専決処分報告について（学校運営協議会委員の任命）

報第 2 号 大崎学園開校準備の進捗状況について

議 事：議第 1 号 動産の取得について

その他：（1）学びのマルシェの申込状況について

（2）小中一貫教育実施状況について（概要報告）

○平成 29 年第 8 回定例会（6 月 23 日）

報 告：報第 1 号 専決処分報告について（三条市社会教育委員及び公民館運営審議会委員の委嘱）

報第 2 号 専決処分報告について（三条市図書館協議会委員の任命）

報第 3 号 平成 29 年度第 1 回三条市学校給食運営委員会会議録について

報第 4 号 平成 29 年度第 1 回三条市社会教育委員会議及び公民館運営審議会会議録について

その他：（1）教育に関する事務の点検及び評価について

（2）教育委員の行政視察について

（3）小中一貫教育実施状況について（概要報告）

○平成 29 年第 9 回定例会（7 月 26 日）

教育長職務代理委員の指名、議席の決定

議 事：議第 1 号 平成 30 年度使用教科用図書の採択について（非公開）

- その他：(1) 三条市議会 6 月定例会の概要について
 (2) 小中一貫教育実施状況について（概要報告）
- 平成 29 年第 3 回協議会（7 月 26 日・非公開）
- 平成 29 年第 10 回定例会（8 月 25 日）
 報 告：報第 1 号 平成 29 年度第 1 回三条市図書館協議会会議録について
 議 事：議第 1 号 平成 29 年度三条市一般会計補正予算（教育委員会所管分）
 について
 議第 2 号 平成 29 年度教育に関する事務の点検及び評価について
 その他：(1) 平成 29 年度教育委員の行政視察について
- 平成 29 年第 11 回定例会（9 月 22 日）
 その他：(1) 平成 29 年度教育委員学校訪問実施計画について
 (2) 小中一貫教育実施状況について（概要報告）
- 平成 29 年第 12 回定例会（10 月 26 日）
 その他：(1) 三条市議会 9 月定例会の概要について
 (2) 小中一貫教育実施状況について（概要報告）
- 平成 29 年第 4 回協議会（10 月 26 日・非公開）
- 平成 29 年第 13 回定例会（11 月 27 日）
 報 告：報第 1 号 平成 29 年度第 1 回三条市文化財保護審議会会議録について
 議 事：議第 1 号 三条市井栗公民館及び三条市井栗公民館旭分館の指定管理
 者の指定について
 議第 2 号 三条市栄体育館等 8 施設の指定管理者の指定について
 議第 3 号 大崎小学校校舎棟大規模改修建築本体 I 期工事請負契約の
 締結について
 議第 4 号 三条市一般会計補正予算（教育委員会所管分）について
 その他：(1) 小中一貫教育実施状況について（概要報告）
- 平成 29 年第 5 回協議会（11 月 27 日・非公開）
- 平成 29 年第 14 回定例会（12 月 21 日）
 その他：(1) 小中一貫教育実施状況について（概要報告）
- 平成 30 年第 1 回定例会（1 月 24 日）
 報 告：報第 1 号 平成 29 年度第 2 回三条市社会教育委員会議及び公民館運営
 審議会会議録について
 議 事：議第 1 号 三条市指定文化財の指定に関する諮問について
 その他：(1) 三条市議会 12 月定例会の概要について
 (2) 小中一貫教育実施状況について（概要報告）
- 平成 30 年第 2 回定例会（2 月 16 日）
 議 事：議第 1 号 三条市立図書館及び三条市歴史民俗産業資料館の指定管理
 者の指定について
 議第 2 号 市長の権限に属する事務の委任に係る協議について
 議第 3 号 平成 30 年度三条市一般会計予算（教育委員会所管分）につ

いて

議第4号 三条市個人番号の利用に関する条例等の一部改正について

議第5号 平成29年度三条市一般会計補正予算（教育委員会所管分）
について

その他：（1）平成29年度小・中学校卒業式参列者について

（2）歴史の道八十里越調査保存整備委員会に関する協定書について

（3）小中一貫教育実施状況について（概要報告）

○平成30年第3回臨時会（2月26日・非公開）

○平成30年第4回定例会（3月26日）

報 告：報第1号 専決処分報告について（教育委員会事務局職員の人事異動）

報第2号 専決処分報告について（校長及び教頭を除く教職員の人事異動の内申）

報第3号 平成29年度第2回三条市文化財保護審議会会議録について

報第4号 平成29年度第2回三条市学校給食運営委員会会議録について

報第5号 平成30年度三条市学校教育プランについて

報第6号 三条市小中一貫教育推進指針について

報第7号 スクールバスの運行について

報第8号 三条市議会3月定例会の概要について

議 事：議第1号 教育委員会に対する事務委任に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定について

議第2号 三条市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する規則の制定について

議第3号 三条市子ども・子育て支援法施行細則の制定について

議第4号 三条市教育委員会の所管に係る児童福祉法施行細則の制定について

議第5号 三条市立保育所等施設設備使用条例施行規則の制定について

議第6号 三条市子育て拠点施設条例施行規則の制定について

議第7号 三条市児童クラブ条例施行規則の制定について

議第8号 三条市児童手当法施行細則の制定について

議第9号 三条市児童扶養手当の支払に関する規則の制定について

議第10号 三条市助産の実施及び母子保護の実施に係る負担金徴収規則の制定について

議第11号 三条市妊産婦医療費助成条例施行規則の制定について

議第12号 三条市子ども医療費助成条例施行規則の制定について

議第13号 三条市養育医療措置費負担金徴収規則の制定について

議第14号 三条市教育委員会の所管に係る三条市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の制定について

- 議第 15 号 三条市奨学金貸与条例施行規則の制定について
- 議第 16 号 三条市青少年育成センター条例施行規則の制定について
- 議第 17 号 三条市家庭児童相談員服務規程の制定について
- 議第 18 号 三条市女性相談員服務規程の制定について
- 議第 19 号 三条市青少年育成センター処務規程の制定について
- 議第 20 号 三条市教育委員会事務局処務規程等の一部改正について
- 議第 21 号 三条市教育委員会事務決裁規程の一部改正について
- 議第 22 号 三条市特定教育・保育等実費徴収補足給付金交付要綱の制定について
- 議第 23 号 三条市地域子育て支援事業実施要綱の制定について
- 議第 24 号 三条市一時預かり事業実施要綱の制定について
- 議第 25 号 三条市病児保育事業実施要綱の制定について
- 議第 26 号 三条市立保育所の利用者からの意見等への対応に関する要綱の制定について
- 議第 27 号 三条市子ども・若者総合サポート会議要綱の制定について
- 議第 28 号 三条市医療機関に委託して行う妊婦及び乳幼児の健康診査実施要綱の制定について
- 議第 29 号 三条市ひとり親家庭等医療費助成事業実施要綱の制定について
- 議第 30 号 三条市自立支援教育訓練給付金交付要綱の制定について
- 議第 31 号 三条市高等職業訓練促進給付金等交付要綱の制定について
- 議第 32 号 三条市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金交付要綱の制定について
- 議第 33 号 三条市就学援助費交付要綱の制定について
- 議第 34 号 三条市遠距離通学費補助金交付要綱の制定について
- 議第 35 号 三条市特別支援学校児童・生徒就学費補助金交付要綱の制定について
- 議第 36 号 三条市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の制定について
- 議第 37 号 さんじょう一番星育成事業実施要綱の一部改正について
- 議第 38 号 義務教育学校の設置に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則の制定について
- 議第 39 号 義務教育学校の設置に伴う関係教育委員会規程の整理に関する規程の制定について
- 議第 40 号 義務教育学校の設置に伴う関係教育委員会要綱の整理に関する要綱の制定について
- 議第 41 号 三条市子どもの予防接種実施要綱の制定について
- 議第 42 号 三条市指定文化財の指定について
- 議第 43 号 平成 30 年度からの学校給食の変更点について

2 教育委員の学校訪問

各学校の学校運営、児童生徒の活動の様子等を把握して、今後の教育行政に資するため、学校訪問を実施した。

訪問日	訪問校
平成 29 年 10 月 24 日	上林小学校、大島小学校、大島中学校
〃 10 月 25 日	嵐南小学校、第一中学校、一ノ木戸小学校
〃 10 月 26 日	第三中学校

3 教育委員の行政視察

視察日	視察先	内容
平成 29 年 10 月 19・20 日	・兵庫県神戸市立義務教育学校 港島学園 ・大阪府守口市立さつき学園	義務教育学校の現状について

4 教育関係会議への教育長及び教育委員の出席

- ・全県教育長会議（平成 29 年 4 月 20 日 新潟市）
- ・関東地区都市教育長協議会総会（平成 29 年 5 月 11・12 日 茨城県つくば市）
- ・関東甲信越静岡市町村教育委員会連合会定期総会（平成 29 年 5 月 26 日 神奈川県大和市）
- ・全国都市教育長協議会定期総会・研究大会（平成 29 年 5 月 18・19 日 奈良県奈良市）
- ・新潟県都市教育長協議会春季定期総会（平成 29 年 5 月 22・23 日 小千谷市）
- ・新潟県コミュニティ・スクール研修会（平成 29 年 7 月 6 日 見附市）
- ・新潟県市町村教育委員会連合会定期総会・研修会（平成 29 年 7 月 21 日 十日町市）
- ・新潟県都市教育長協議会秋季定期総会（平成 29 年 10 月 17・18 日 加茂市）
- ・市町村教育委員会研究協議会（平成 29 年 11 月 8・9 日 茨城県つくば市）
- ・小中一貫教育全国サミット（平成 30 年 1 月 25・26 日 京都府京都市）

5 その他の出席

小・中学校卒業式、第一中学校創立 70 周年記念式典、第二中学校創立 70 周年記念式典、大崎中学校創立 70 周年及び閉校記念式典、大島中学校創立 70 周年記念式典、大崎学園竣工式、成人式、スポーツ大会等